

支部ニュース

2025年4月 No.616

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6 ズン文京関口Ⅱ202号 TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

発行 自由法曹団東京支部

<第53回東京支部総会特集号 パート2>

- 支部長就任挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・東京法律事務所 滝沢 香
- 幹事長就任挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・中野すずらん法律事務所 久保木 亮介
- 団支部総会2日目議事録
- 団員が選挙に出る魅力と意義～昭島市長選挙をたたかって・・・・・たいらか法律事務所 田所 良平
- もう待てない！企業・団体献金の禁止を皆で実現させよう♪・・・・・東京法律事務所 中川 勝之
- 能動的サイバー防御法案 反対の議員要請を行いました・・・・・旬報法律事務所 早田 由布子
- 【速報】サマーセミナーの講師が決定しました！

第53回東京支部総会特集号 パート2

2025年2月21日～22日、自由法曹団東京支部第53回総会が無事に開催されました。現地とオンラインの併用で行われ、現地参加48名、オンライン20名の計68名が参加しました。特に若手のみなさんに多くご参加いただき、ありがとうございました。

支部ニュース3月号から引き続き、総会の内容および就任役員の挨拶をお伝えしていきます。



2025年度執行部 就任挨拶

《支部長 ご挨拶》

支部長 滝沢 香（東京法律事務所）

2月の総会で支部長に就任しました。90年代に次長をやり、2004年2月から2006年2月までおよび居残り1年の事務局長の任を終えた後は、東京支部への関与は、監査担当や、総会やサマーセミナーにそれなりに参加する程度でした。もっぱら日弁連や東弁での委員会活動で、貧困、高齢者・障害者、沖縄関係の活動に時間を費やしてきました。東京支部との関係では、近年、本部に先がけて設置されたセクハラ通報窓口の開設に向けたPTで座長を担当するとともに、50周年行事では、すべて執行部がお膳立てをしていただいた上で実行委員会委員長を担当しました。



私は40期で、次長の皆さんは70期代です。自分が次長をやってきた時の支部長は10期代の半ば以降でしたから、支部長との年代差はより広がっていることを自覚しています。若い方たちとご一緒することになるので、自分の経験ばかりでものを言わないように気を付けることと、支部が、こんなことをしてみたいという若手団員の提案や活動の受け皿になればいいかなと考えています。

東京支部は、本部が呼びかける課題や人事では団全体を支え、支部固有の課題にも力を注いできました。とくに今年は都議選・参議院選挙が続く中、常に都政と対峙してきた東京支部にとっては重要な年になるところです。

支部の主要行事と言えば、総会、サマーセミナー、メーデーという具合でしたが、もはや歴史においては40年以上になるソフトボール大会が最大人数を集める行事となり、昨年に50周年番外編企画として行われたボウリング大会は今年の総会のリアル参加者数に匹敵する人数が参加することになりそうです。形は様々なれど支部に所属していることの実感をもっといただくこの場が定着することは意味があります。

あわせて、毎月の幹事会へ、総会やサマーセミナーもお立ち寄りいただけますとありがたいです。まずは1年間よろしく願いいたします。

《幹事長 ご挨拶》

幹事長 久保木 亮介（中野すずらん法律事務所）

新たに幹事長になりました。団の役職に就くのは、本部次長を務めて以来、十数年ぶりです。

この10年の日本社会を大まかに振り返れば、諸々の人権課題における貴重な前進はありましたが、新自由主義的諸施策が押し進められる中で、ごく一部の富裕層を除き、大多数の人々の生活は悪化しています。

新自由主義がそれを維持し補完するための強権政治を必要とすることは、良心的な学者・研究者が以前から指摘してきましたが、私たちの眼前でまさにその事態が進行していると思います。

強権政治の行きつく先が、民主主義にとって重要な事実の隠ぺいと改ざん（森友学園問題、検察庁法「改正」策動など）、さらには事実の究明そのものの敵視（日本学術会議解体の策動など）だと思います。こうした現れは、ファシズムの進行（または復興）に他ならない。この現実を直視する必要があると考えます。

状況が明るいとはいえませんが、それでも「希望の居場所を一割は残しておきなさい」（ジェイソン・スタンリー「ファシズムはどこからやってくるか」謝辞）という言葉に、私は賛成します。事態の悪化に対し沈黙せず声を上げたたかう人たちは必ずいます。そうした人たちと手を携えてたたかうのが自由法曹団の原点、存在意義だと思います。

日々の事件活動を誠実にを行う多忙の合間を縫って、支部の多くの団員が奮闘しているものと信じます。各人・各事務所でのとりくみを良く共有し合い、励まし合いながら進みましょう。



団支部総会2日目議事録

国会情勢

（山添拓団員 参議院議員）

通常国会は2つの点で異常さが際立っている。

一つはトランプ大統領との日米首脳会談。石破首相としては、起死回生をかけ、一定の成果を得て周りの各党も絶賛、という雰囲気。

しかし会談は、改めて対米従属ぶりが浮き彫りになった。トランプ氏のガザ「所有」発言、パリ協定離脱について、世界的には批判が広がっているが、石破首相は何一つ批判しなかった。



例えばパリ協定離脱は、会談前にはアメリカにも適切な関与を求めると言っていたが、時間的な余裕がなかったといい、触れなかった。まずは信頼関係を築く必要があったというのが、最初にこのような態度ではもう何も言えなくなるだろう。

帰国直後の日曜討論で、防衛費の増額をトランプから求められたのかという問いに、「そういうものはなかった」と答えたが、それは当たり前だ。言われる前に日本の側から防衛費増額を表明した。

そこで二つ目に、その異常さが反映されているのが来年度予算案。異常な軍拡路線。

8. 7兆円という軍事費。物価全体は2.7%の上昇、それに見合う暮らしの予算の増加が必要だが、社会保障は1.1%しか増えておらず食糧安定供給に至っては実額でマイナス。軍事費は3年で1.6倍。この増え方は戦時下と同等程度。突出した軍事費が全体の予算で割合を増やし、社会保障や教育にかかる予算を圧迫している。今このことを指摘しているのは共産党くらいだが、これを放置したままでは他の政策を進める財源が出てこない。

維新が言う社会保障改革は、医療費など削減ありきの「国民の身を切る改革」。

国民民主党は103万円の壁のみが焦点のようにしているが、一部の改善、修正ということではすまないくらいに自民党政治30年の影が落ちている。そのことが国民的に浮き彫りになってきているのではないか。

全国の学生有志による学生値上げ反対の院内集会有った。すごい動きになっている。各党が大学の学費負担軽減、無償化を主張していたが、むしろ値上げの動きが広がっているときに本気でとりくんでいるか。

予算案は、微々たる修正にすませてもらえない。

安倍派の会計責任者の参考人招致をめぐる問題となっている。ホテルで非公開、参加できるのは理事会派のメンバーだけという異常な条件を合意した。さらに先方からは、行う場所も秘匿しろ、質問を事前に通告しろ、質問を差し替えよなどと要求してきて、それでできるかという話になっている。

予算審議に加えて、悪法の提出も狙われている。

例えば、サイバー空間の監視法・先制攻撃法。サイバー空間をなんでも監視できる、事業者と合意すればいかなる情報も収集できるという悪法。

学術会議の独立行政法人化法は、政府が介入できるようにする悪法。

一方で少数与党に追い込んだ現状を踏まえて、企業・団体献金禁止法案など今まで実現できなかった法案を実現するチャンスでもある。

今年は参議院選挙の年なので頑張りたい、是非みなさんのお力添えをお願いいたします。

選挙協力の話はなんの話も出ていない、一方で政策関係の協議は色々行なっている。

野党8会派：立憲国民維新共産れいわ参政保守

→まとまるわけがない。

まとまるとしたら被災者支援の拡充などあり得るが、まとまらない。せつかくなので消費税についてどうするか議論すべきではないかと提起した。内容はともかく減税の方針は各党一致しうるはずだが、反応があったのは日本保守党だけ。

消費税減税を掲げているはずのれいわ新選組も無視している。

Q企業・団体献金禁止についてはどのような状況か

企業・団体献金問題は3月末までに結論を得ることとなっている。

自民党が出してきた政治資金規正法の改正案は、「禁止より公開」という考えに基づき、1000万円を超える場合に公開するというもの。

野党の質問で「1000万円を超える献金の割合はどの程度か」と聞いたところ、自民党は5～6%と回答→ほとんど公開するつもりはないということ。議員個人には禁止したが、政党・政党支部への企業・団体献金、パーティー券という抜け穴を、自民党は最初から作ってきた。あれから30年経ってどれだけの腐敗を生んだか。その上裏金問題を起こした自民党だが、全く反省がないことを明らかにしなければならない。この期に及んでしがみついている自民党の様子を浮き彫りにすることが必要。まだ野党の中でどのような法案を出すか固まっていないのでこれからプレッシャーをかけていきたい。

決議案の要旨報告

(西田穰幹事長 東京東部法律事務所)



教育分野にもギガスクール構想：各生徒に1台のデバイスを配布してデジタル学習環境を整えるというもの。無償でこのような環境を提供することは有用であることは当然である。

学習支援自習指導支援についてAI導入が検討されている。困窮度・学習困難性をAIが判定するという試みも行われている。有用なことも多いが、憲法上の権利との衝突に懸念がある。教育データ収集の名をもとに成績のみならず生育環境等の個人情報や内心に踏み込んで情報収集を行うことが可能になるのはプライバシー侵害になる。

子供を持つ親では入学在学問わず学校側と生徒側の力関係は対等ではない。条文上どこまで認められるのかも曖昧である。結果的に個性の埋没を招く恐れがある。憲法26条の教育を受ける権利については積極的意味がある、ツールを使用して自身の目的達成に沿うためのものであれば意義に沿うが、AIに従順に従うだけだと洗脳にほかならず、そこに公権力が関わるとなると一層危険である。

これまで議論されてきた教育圏において人間・教師の役割は重要であり、AIは有用ではあるが、その運用については法律家の手で監視しなければならない。

女性差別撤廃を目指す決議案 (早田由布子事務局長 旬報法律事務所)

国連の差別撤廃委員会の報告書で皇室典範の改正について勧告があった。これに対する報復措置として外務省が拠出金の停止を表明した。これまでも実は女性差別撤廃委員会には使われていないが、わざわざここで女性差別撤廃委員会を除外するということを表明した。女性差別撤廃委員会では多岐にわたって女性差別問題（選択的夫婦別姓、賃金格差、教育格差、政治家割合、職場管理職割合）に触れられている。

拠出金停止については明確に抗議して撤回を求めるとともに、女性差別が現存していることを直視してもらうために決議案を提案する。



企業団体献金禁止について 具体的行動の提案 (平井哲史団員 東京法律事務所)



少数与党の国会ですぐに実現するわけではないが、チャンスが出ている。八幡製鉄所以来、司法のお墨付きをもらってきた問題だが、これを機に政治を国民の手に取り戻すチャンス。実際に企業団体献金を禁止する法案が出てきている状況なのでこれを活かすべき。これを本部で提唱したらあなたがやれと言われてしまったのでやることを決意している。さらに実働部隊としては東京でメンバーを集めたい。

このさき公選法についてSNS規制というのが待ち構えている。規制の必要性は一方であるが、どこまで許されるのかについて考える必要

がある。

公選法について研究チームを立ち上げてはどうか。

総会1日目に、中村団員の取り組みが報告された。正面から平和の問題を世論に広げるのはどうすればいいかについては悩んでいる。およそ市民連合もまとまらない状況で悩んでいる。正面から一致できないとしても、清末先生が講演ではなしていたが、ハラスメントのない社会を作ることには戦争のない世界づくりに結びつくということになると思う。杉並区でハラスメント禁止条例が制定されようとしている、このように地方議会から社会風土に広げていくと新しい社会改革が実現できるのではないかと。

弾圧事件について

(白神優理子団員 八王子合同法律事務所)

特別報告集 5 1 頁 松尾弁護士の報告にある、赤旗ドライバー不当逮捕→釈放・不起訴事件について。

ポスト卸をしていたドライバーの方の事件。

これから赤旗を届けようとしていたドライバーが警官に止められて一時不停止違反という名目で止められたが、車内を見せろトランクを見せろと言われて承諾しなかったが、承諾もないままトランクを開けられてその中にバールがあることを理由として、特殊用具の所持法違反で現行犯逮捕をして日野警察署に連行して車もレッカー移動させられた。

配達者が、新聞が届かないことを不審に思ってポスト卸の方のルートを逆走して警察官に取り囲まれている人を発見して、すぐに党に連絡して党から松尾弁護士に連絡。午前5時過ぎに警察署に到着し接見、その方の自宅の鍵を受け取ることができた。

事務所に国民救援会と弁護士が揃って対策会議でき、即座に対応しようという意思確認が行われ、不当逮捕に抗議をして釈放を求める運動が展開された。その後支援者20名以上で東京地方検察庁に勾留請求しないことを求める意見書を提出した。この日の昼に検察官から弁護士宛に勾留請求しないということの連絡が入った。逮捕から23時間で処分保留釈放となった。

この後Aさんを守る会が立ち上がり、宣伝行動・意見書提出を行なった結果、Aを不起訴処分にするという結果が出た。

迅速に連絡をして弾圧対策の手立てを取ることができたことが最大の要因。

この事件の時点で同じように赤旗配達者が不当に職質されたということが報告されている。弾圧を許さないという姿勢をこれからも共有したい。



(船尾遼団員 東京東部法律事務所)

東部事務所でも2月、ポスターを貼っていたら任意同行で連行されたという連絡があり、葛飾警察署まで行った。

許可を得てポスターを貼っていたが、隣の家駐車スペースに入ってポスターを貼っており、それが住居侵入ということで任意同行させられた。

とにかく今すぐ連れてくるから合わせるようにと言って接見し、帰宅した。その人は上申書を書かされそうになったが拒否していた。

被害者の被害意識強いと言われている。

不起訴を目指しているが、万が一起訴されたら大弁護団を組む予定。

久保木団員コメント：かつての葛飾マンション事件も反共による弾圧事件だった。



(浅野ひとみ事務局次長 東京法律事務所)



昨年は地方議員選挙や都知事選挙があった。

昨今の選挙ではSNSを活用した選挙戦略が必要になっているように思う。

都民の声が届いて福祉・ジェンダー平等など憲法を生かした政治が都政から実現できるように、その政治家が当選できるように努めたい。

(尾林芳匡団員 八王子合同法律事務所)

都立病院は各病院の労働組合と都民の会が猛烈な独立行政法人化に対して反対運動をしてきた。その結果、14年間独立行政法人化を食い止めてきた。一方で独立行政法人化が進められた大阪はコロナによる死亡者が最も多い県になってしまった。

夜間病院廃止を都労委申立てで食い止めることもできた。

このような取り組みをしていた多摩総合病院は新人全員が労働組合に加入するという大成果。

今物価高に賃金が追いついていない。ストライキをして賃金を引き上げるといふ運動もしている。

行政の縮小に歯止めをかけることが重要。この取り組みの先に再公営化するための道が開かれることになる。

水道の民営化法案が導入されたが、東京は踏みとどまっている。東京都が出資する株式会社に出資委託しているが完全な民営化はしていない。斎藤まりこ都議会議員が水道民営化について質問して立派な答弁を引き出した。

公営化PTを今度開くのでぜひ参加していただきたい。



団員が選挙に出る魅力と意義 ～昭島市長選挙をたたかって

田所 良平（たいらか法律事務所）

※本稿は、2025年1月30日支部幹事会における講演内容の概要を、支部執行部において記録したものです。

1 立候補要請を受けるまで

(1) 居住地域の諸問題へのかかわり

昭島市は地元ではなかったが、配偶者と結婚後に生活の拠点とするようになり、10年ほど住んでいる。結婚後も日々の弁護士業務の多忙故に昭島市民という実感はあまりなかった。かつて三多摩法律事務所に所属していたときも担当地域ではなかった。しかし、独立後、地元の問題に関わるようになった。安保法制（2015年）の際は市民連合@昭島に、地元在住の他の団員弁護士とともに参加したりしていた。

(2) 巨大物流センター・データセンター問題

昭島市において、巨大物流センター・データセンターの建設計画が持ち上がった。開発業者は、世界的不動産デベロッパーであるGLP社である。予定地は、現在は大きなゴルフ場があり、準絶滅危惧種であるオオタカが営巣しているなどの自然環境がある土地。巨大物流センター・データセンターが建設されると、このような貴重な自然環境を破壊することになる。

また、予定地や想定交通ルートは少なくとも13の小・中学校の通学路になっており、予定地にも小学校が隣接している。片側一車線の狭い道路ばかりで、今でも渋滞が問題になっている。物流センターができると、1日1万1600台のトラックが出入りすることになる。子どもたちの交通安全、渋滞、大気汚染などの問題が起きる。子どもを持つ親として他人事ではなかった。

このような問題を背景に、地元市民たちが「昭島巨大物流センターを考える会」を立ち上げて学習会、署名活動等をおこなっていた。私もそこに関わるようになった。

(3) 昭島市における市長選をめぐる市民の取り組み

前回2020年の市長選挙では、野党4党による共闘が実現していた。しかし、現職2万1100票に対して野党共闘の候補である黒川氏は1万0065票というダブルスコアでの敗北という結果に終わっていた。今回2024年の市長選挙では、野党共闘が実現しなかった中で、候補者がなかなか決まっていなかった。市民連合内では、巨大物流センターの問題のこともあり、「市長選はどうなるんだろう？」という雰囲気があったが、2024年7月は都知事選のこともあり、それどころではない状況。結果、8月10日に私に立候補要請があった。

(4) 立候補要請から出馬までの検討状況

立候補要請を受けても、すぐには決断できなかった。市長選に立候補する意義は感じたが、家庭との両立、仕事との両立という課題があった。

私には小1と年少の子どもが二人、配偶者も団員弁護士。事務所独立後は子どものお迎えをすべて担当していたので、選挙活動中でも6時には必ずお迎えに行かなければならない。夕方に選挙活動ができないことが大きなハードルだった。しかし、市長選挙に立候補することの意義を配偶者に説明して理解を得た。結局、お迎えの時間以降の活動はできないことを条件に立候補を受けることになった。

所属弁護士には立候補する事情を説明して理解を得た。一人事務所のため担当事件の調整も必要であったが、市長は兼業可能だから引き続き担当できることを説明した。

2週間程度の検討の上で立候補要請を受け、9月6日に立候補表明の記者会見を行った。

2 団員が立候補することで生み出される大きな変化

(1) 要請受諾から本番まで

各地から応援が来てくれて、対策会議を行った。夕方以降は選挙活動ができないという点についても、家庭を持っている当事者であるという身近さを感じられるという意見があった。子どもをプールに送ってお迎えを待つまでの間に宣伝行動をして、通りすぎた女性から「私もそうだった」と声をかけられたりした。

(2) 候補者としての悩みと成長

これまでの活動から、街宣には抵抗はなかった。ただ、最初は選挙演説に慣れず、支援してくれる議員経験者らから指摘を受けた。弁護士は依頼者のことであれば強く言えるが、「私に投票してください」とはなかなか言いづらいのかもしれない。しかし「私に投票してください」と言わなければならないと指摘を受けた。熱く訴える力が必要と感じた。巨大物流センターの問題について、客観的に説明するだけでなく、「それを自分がどうするか」を訴える力が必要だと感じた。どのように市民に訴えかけるか、支援者に同行してもらってカラオケ店でマイクを持って演説の練習をした。

(3) 選挙期間中の街中の雰囲気の変化

選挙期間中に支援が広がっていき、街宣車に向かって手を振ってくれる人が増えていった。特に物流センターの予定地近くに行くと、家から出てきて手を振ってくれる人がたくさんいた。現職も最初は選挙活動をしないといていたが、こちら側の盛り上がりを受けて、後半になって街宣車をまわし始めた。

(4) ドキドキワクワクしながら開票速報を待った選挙事務所

支援者が選挙事務所に集まる中で、一緒に開票速報を待った。1回目の速報は同数で、ここまではどの選挙でもよくあること。2回目の速報でも同数で、選挙事務所は大きく盛り上がった。

最終結果としては、現職2万0117票に対して1万5237票であった。結果は残念ではあったが、市長側にはプレッシャーをかけられたのではないかと。前回選挙の野党共闘候補と比較して票を1.5倍に増やし、得票率を10.79%増やした。

3 選挙によって生まれた大きな変化と今後

これまで現職は物流センター・データセンターについて、違法でないからできることはないという態度に終始していた。しかし、市長選挙を経て、違法にできないことが問題であると言い始めるに至った。市の態度も大きく変化してきている。

引き続き、市民と一緒に関係機関との交渉に臨むなどの活動を行っている。

もう待てない！ 企業・団体献金の禁止を皆で実現させよう♪

中川 勝之（東京法律事務所）

東京法律事務所の憲法委員会が今年の課題を出し合った時、与党少数の中、「やっぱ、企業・団体献金の禁止じゃない？」という声から、事務所の総会で活動の柱にすることを決め、団支部総会においても、行動提起させてもらいました。

その後、団本部のPTとして「政治とカネPT」が発足し、PTに当事務所から多くの団員が参加し、打合せ、行動、反応、さらに打合せ、行動・・・というように取り組みを下記のとおり、突貫工事のように繰り上げてきました。

- 2月23日 東京支部総会でPT結成の提起
- 3月6日 第1回PT会議でスタート
- 3月13日 東京支部長声明
- 3月15日 3月常幹で「政治とカネ」PT正式発足
- 3月17日 団長声明
- 3月18日 ネット署名を提起、他団体にも呼応を呼びかけ
- 3月26日 衆議院「政治改革に関する特別委員会」議員要請（青法協の議長声明）
- 3月27日 立憲・落合議員紹介で請願
- 3月28日 れいわ・高井議員紹介で請願、司法記者クラブで記者会見、東京支部幹事長出席、ネット署名は2万6000を超える賛同
- 4月8日 緊急オンライン集会提起
- 4月16日 緊急オンライン集会、立憲・長妻・矢崎、共産・井上、れいわ・高井の各議員が挨拶、上脇先生特別講演、共同通信が配信

東京支部長声明を先頭に、団支部の各事務所でもファクス要請等が取り組まれる等、この取り組みにおける団支部の役割はきわめて大きいです。

情勢ですが、今年3月末までに結論を出すとのことでしたが、野党が企業・団体献金の禁止に一致するのなら賛成すると言っていた国民民主党が公明党とともに自民党の禁止しない方針に一致するという、許

しがたい対応を取り、国会審議は事実上中断。この状況において、「企業・団体献金禁止一択！」の圧倒的な世論を形成することが求められます。

そこで、現在約2万8000のネット署名を飛躍的に増やすことを目的にチラシを作成しましたので、ネット署名とともに拡散下さい。これからも急な行動提起になるかもしれませんが、ぜひ一緒に取り組みましょう。また、こんなことやってみては？等の意見等もお寄せ下さい。

能動的サイバー防御法案 反対の議員要請を行いました

事務局長 早田 由布子（旬報法律事務所）

能動的サイバー防御法案は、①国民の送受信する通信情報を取得してサイバー空間を監視するもので、通信の秘密を害するおそれが高い、②サイバー攻撃のおそれのある場合には、攻撃者を検知して攻撃元のサーバー等へ侵入して事前は無害化する措置をとれるようにする攻撃的な対応を可能とするもので、平和主義に反する危険な法案です。団本部は、本年3月12日付で反対の意見書を発表するとともに、チラシやy o u t u b e動画を作成して反対運動を行っています。

本年3月27日、団本部の意見書やチラシ等の資料を持って、衆議院内閣委員会、参議院内閣委員会の幹事を中心に要請を行いました。また、塩川鉄也議員、井上哲士議員と懇談を行い、議論状況や運動状況について意見交換を行いました。

要請に参加した団員は、山口真美本部幹事長、森孝博改憲阻止対策本部事務局長、吉田健一団員、緒方蘭団員と早田です。



【速報】サマーセミナー講師決定しました！

サマーセミナーのメイン講師が、内田聖子氏に決定しました！

内田聖子氏はNPO法人アジア太平洋資料センター（PARC）の共同代表であり、著書「デジタル・デモクラシー ビッグ・テックを包囲するグローバル市民社会」において巨大IT企業による人権後退等に警鐘を鳴らしています。また、岸本聡子・杉並区長の選対本部長であった経験に基づく発信も行っています。

ぜひ今から手帳に記入してご予約ください。

日時 2025年8月22日（金）～23日（土）

場所 KKR鎌倉わかみや（江ノ電由比ガ浜駅徒歩5分）

<物故団員>

3月13日 福島等団員 11期 お茶の水合同法律事務所 享年92歳

謹んでお悔やみ申し上げます

全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特長 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

【所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業不能も補償します。
- 無事故のときは保険料の20%を返れいします。
- 支払対象外期間は4日と7日のいずれかをを選んでいただけます。
- 入院による就業不能時を手厚く補償するワイドプラン(入院による就業不能時追加補償特約)をご用意しています。この特約をセットすれば入院時は手厚い補償を受けられます。

<月払保険料表> スタンダードプラン(A型)、団体割引25%、保険期間1年、職種級別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

対象期間 満年齢	対象期間	
	1年	2年
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

【団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業障害も補償します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

<月払保険料表> 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

支払対象外期間 満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社宏栄 担当：大枝・西山・岩崎・林
〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL：03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)
(受付時間：平日の午前9時30分から午後6時まで)

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL：03-3349-5401 FAX：03-6388-0160
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

(SJ24-07764 2024年9月17日)